

## 近畿しんきんカード会員規約(個人会員用)

【改定箇所は、以下（赤字部分）のとおりとなります。】

改定後	改定前
<p>第21条(期限の利益の喪失)                  2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定(ただし、第22条第1項第7号・第8号・<b>第9号</b>の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号、<b>第8号または第9号</b>の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第21条(期限の利益の喪失)                  2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定(ただし、第22条第1項第7号または第8号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第22条(会員資格の取消)                  1                  ⑨当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他<b>これらに準じる</b>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)</p>	<p>第22条(会員資格の取消)                  1                  ⑨当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)</p>
<p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号、第8号<b>または第9号</b>の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>	<p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>
<p>第24条(費用の負担)                  2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替もしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等(ただし、キャッシング利用代金を除く)の弁済の受領に要する費用として、<b>当社所定の手数料</b>を会員は負担するものとします。</p>	<p>第24条(費用の負担)                  2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替もしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等(ただし、キャッシング利用代金を除く)の弁済の受領に要する費用として、440円(税込)を会員は負担するものとします。</p>

第30条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)  
2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、**前項の支払方法に係る債務**を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

第30条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)  
2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、1回払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

第31条(リボルビング払い)  
<リボルビング払いのお支払い例>  
(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率**18.0%**の場合)  
8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合  
(略)  
◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高 40,000円)  
①手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。)  
…  $50,000円 \times 18.0\% \times 15日 \div 365日 + 50,000円 \times 18.0\% \times 10日 \div 365日 + 40,000円 \times 18.0\% \times 5日 \div 365日 = 715円$   
②お支払い元金  
元金定額コースの場合… 10,000円  
標準コースの場合… **9,285円**(③ 10,000円 - ① 715円)  
③弁済金  
元金定額コースの場合… **10,715円**(① 715円 + ② 10,000円)  
標準コースの場合… 10,000円  
④お支払い後残高  
元金定額コースの場合… 30,000円(40,000円 - 10,000円)  
標準コースの場合… **30,715円**(40,000円 - 9,285円)

第31条(リボルビング払い)  
<リボルビング払いのお支払い例>  
(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率15.0%の場合)  
8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合  
(略)  
◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高 40,000円)  
①手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。)  
…  $50,000円 \times 15.0\% \times 15日 \div 365日 + 50,000円 \times 15.0\% \times 10日 \div 365日 + 40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 595円$   
②お支払い元金  
元金定額コースの場合… 10,000円  
標準コースの場合… 9,405円(③ 10,000円 - ① 595円)  
③弁済金  
元金定額コースの場合… 10,595円(① 595円 + ② 10,000円)  
標準コースの場合… 10,000円  
④お支払い後残高  
元金定額コースの場合… 30,000円(40,000円 - 10,000円)  
標準コースの場合… 30,595円(40,000円 - 9,405円)

第32条(分割払い)  
<分割払いのお支払い例>  
利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合  
(1)分割払い手数料…  $50,000円 \times (8.20円 \div 100円) = 4,100円$   
(2)支払総額…  $50,000円 + 4,100円 = 54,100円$   
(3)分割支払金…  $54,100円 \div 10回 = 5,410円$

第32条(分割払い)  
<分割払いのお支払い例>  
利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合  
(1)分割払い手数料…  $50,000円 \times (6.80円 \div 100円) = 3,400円$   
(2)支払総額…  $50,000円 + 3,400円 = 53,400円$   
(3)分割支払金…  $53,400円 \div 10回 = 5,340円$

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

●リボルビング払い 実質年率**18.0%**

●分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20
支払期間(ヵ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20
実質年率(%)	14.70	15.64	16.25	16.68	17.51	17.69	17.84	17.90	17.91
利用金額100円当たりの 分割払手数料の額(円)	2.46	3.28	4.10	4.92	8.20	9.84	12.30	14.76	16.40

  

支払回数	24	30	36	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヵ月)	24	30	36	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	17.88	17.79	17.65	17.55	17.50	17.35	17.29	17.19	17.03
利用金額100円当たりの 分割払手数料の額(円)	19.68	24.60	29.52	32.80	34.44	39.36	41.00	44.28	49.20

<繰上返済の可否および方法>

	1回払い	2回払い	ボーナス一括払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	×	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	—	—	—	○	○ (全額返済のみ可)	○	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○ ※初回の支払いが未済の場合のみ(全額返済のみ可)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○ ※初回の支払いが未済の場合のみ(全額返済のみ可)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

●リボルビング払い 実質年率**15.0%**

●分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20
支払期間(ヵ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20
実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96
利用金額100円当たりの 分割払手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60

  

支払回数	24	30	36	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヵ月)	24	30	36	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	14.96	14.91	14.82	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額100円当たりの 分割払手数料の額(円)	16.32	20.40	24.48	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

<繰上返済の可否および方法>

	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	—	○	○ (全額返済のみ可)	○	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○

## ●個人情報の取り扱いに関する同意条項

改定後	改定前
<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)            2. 会員は、当社がクレジット事業、保証事業、融資事業、保険事業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p>	<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)            2. 会員は、当社がクレジット事業、保証事業、融資事業、保険事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p>
<p>第2条(信用情報機関への登録・利用等)            1. 本会員および本会員の予定者(以下総称して「本会員等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という)および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。            2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</p>	<p>第2条(個人信用情報機関への登録・利用)            1. 本会員および本会員の予定者(以下総称して「本会員等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という)および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。            2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</p>
<p>&lt;加盟信用情報機関の名称・電話番号&gt;            (略)            ※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。            (略)            (株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。)</p>	<p>&lt;加盟信用情報機関の名称・電話番号&gt;            (略)            ※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。            (略)            (条文追加)</p>

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先* <sup>1</sup> 、 <b>本人確認書類</b> の記号番号等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が信用情報機関に照会した日から6ヵ月間
③本規約に関する客観的な取引事実* <sup>2</sup>	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年間

(略)

4.本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

①信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

(イ)本条2.により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報

(ロ)信用情報機関が収集した(イ)以外の情報

(ハ)信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

(イ)信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

(ロ)信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

③信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報(①(イ)(ロ)(ハ))を加盟会員へ提供します。また、信用情報(①(イ))を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先* <sup>1</sup> 、 <b>運転免許証</b> 等の記号番号等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間
③本規約に関する客観的な取引事実* <sup>2</sup>	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年間

(略)

4.(条文追加)

<p>第6条(個人情報の開示・訂正・削除)</p> <p>1. 会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>(略)</p> <p>②信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。</p>
---

<p>第6条(個人情報の開示・訂正・削除)</p> <p>1. 会員等は、当社、個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>(略)</p> <p>②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。</p>
---

●マイ・ペイすリボ会員特約

改定後	改定前
<p>&lt;お支払い例(定率コースおよび元金定額コース1万円の場合)&gt; 8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合</p> <p>(略)</p> <p>◆第2回(11月10日)お支払い</p> <p>①手数料(10月11日～10月15日までの分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…47,000円×18.0%×5日÷365日=115円</li> <li>・元金定額コースの場合…40,000円×18.0%×5日÷365日=98円</li> </ul> <p>②お支払い元金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,115円(①115円+②3,000円)</li> <li>・元金定額コースの場合…10,098円(①98円+②10,000円)</li> </ul> <p>④お支払い後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…44,000円(47,000円-3,000円)</li> <li>・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)</li> </ul>	<p>&lt;お支払い例(定率コースおよび元金定額コース1万円の場合)&gt; 8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合</p> <p>(略)</p> <p>◆第2回(11月10日)お支払い</p> <p>①手数料(10月11日～10月15日までの分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…47,000円×15.0%×5日÷365日=96円</li> <li>・元金定額コースの場合…40,000円×15.0%×5日÷365日=82円</li> </ul> <p>②お支払い元金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,000円、元金定額コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…3,096円(①96円+②3,000円)</li> <li>・元金定額コースの場合…10,082円(①82円+②10,000円)</li> </ul> <p>④お支払い後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率コースの場合…44,000円(47,000円-3,000円)</li> <li>・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)</li> </ul>